なお、肥料化に当たり、原料に汚泥を使用した場合には、汚泥肥料に該当するため、普通肥料として肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の登録を受ける必要があることに留意しなければならない。また、汚泥肥料中の重金属について、その適正な管理を推進するための「汚泥肥料中の重金属管理手引書（平成二十二年八月農林水産省作成）や、堆肥生産の際に有害微生物を増加させることなく適正に生産するための「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（平成二十三年六月農林水産省作成）を踏まえ、肥料化に取り組むことが必要である。

(3) 飼料化及び肥料化以外の再生利用

飼料化及び肥料化が困難な場合には、飼料化及び肥料化以外のメタン化等の再生利用を行うことが重要である。

炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化防止の観点から取組を促進することが重要である。

油脂化及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図られてきたほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料として有効活用する取組が進んでいる。また、エタノール化についても、バイオ燃料として有効活用する取組が見られるところである。これらの取組は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減に寄与しているところである。

メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンが発電に利用でき、食品廃棄物等が大量に発生するものの肥料や飼料の消費が少ない都市部においても需要があることから、飼料化及び肥料化が困難な地域における再生利用の受け皿として有効であるため、取組を促進していく必要がある。

これらの再生利用を行う場合は、事業の採算性や処理残さの適正な処理に配慮した上で、取組を行う必要がある。

今後、食品循環資源の再生利用を一層促進するため、国は、食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせて、きのこ菌床、工業製品等を含めて幅広く検討を行い、製品の品質を確保できる技術が確立され、一定の需要が確実に見込まれ、不適正な処理がなされるおそれが少ない等の一定の条件に適合する場合には、新たな再生利用の手法を追加していくものとする。

なお、これらの食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）、ペットフード安全法等関係法令の適正な運用を行うものとする。特に、飼料安全法に規定する飼料の製造に際しては、農林水産省において、飼料安全法に基づく遵守事項を整理した「食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」（平成十八年八月三十日付け一八消安第六〇七四号農林水産省消費・安全局長通知）を定めていることから、この内容を踏まえた飼料化に取り組むことが求められている。当該ガイドラインに記載されている内容は、製品の品質を確保する観点から、他の再生利用の手法にも十分通用するものであることから、これが広く活用されることが望ましい。また、食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有するものが多いことから、再生利用の実施に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないよう、悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令も遵守しなければならない。

ハ　熱回収

第三に、食品循環資源について、再生利用を実施することができない場合は、熱回収により、有効な利用を図ることが重要である。

バイオマスである食品循環資源の焼却熱の利用についても、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながり、地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、法において、一定の要件を満たす場合に限り、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用する熱回収を行うことが再生利用等の一環として位置付けられている。

しかし、熱回収の要件に合致していると考えられる場合であっても、食品関連事業者において熱回収の実施が十分に検討されていないときがあることから、国は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ、食品関連事業者に対し適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は、制度の適正な活用を図るものとする。

ニ　減量

第四に、再生利用又は熱回収ができない食品廃棄物等については、腐敗しやすいという特性に鑑み、食品関連事業者が自ら脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施することにより、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させ、その後の廃棄処分を容易にするとともに、これらの食品廃棄物等の減量を行う場合には、減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

二　食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率に換算するものとし、平成三十一年度までに、食品製造業にあっては全体で九十五パーセント、食品卸売業にあっては全体で七十パーセント、食品小売業にあっては全体で五十五パーセント、外食産業にあっては全体で五十パーセントに、それぞれ向上させることを目標とする。また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

国は、この目標の達成状況を把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握に努めるものとする。

なお、この目標は、その達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

三　食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくため、次のような措置を講ずるものとする。

1　食品関連事業者の取組の促進

イ　定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を通じて、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るものとする。